

参

考



## (1) 平成 29 年度の経済見通しと国の予算

### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 28 年 12 月 20 日閣議了解、平成 29 年 1 月 20 日閣議決定された。この中で、以下の平成 28 年度の経済動向、平成 29 年度の経済見通し及び平成 29 年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

#### (ア) 平成 29 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目 GDP600 兆円経済の実現と平成 32 年度(2020 年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

経済対策の円滑かつ着実な実施により、内需を下支えするとともに、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげていく。

一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を実施する。「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。

#### (イ) 平成 29 年度の経済見通し

平成 29 年度の我が国経済は、経済対策など、「平成 29 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成 29 年度の実質 GDP 成長率は 1.5%程度、名目 GDP 成長率は 2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は 1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

### イ 国の予算

政府は、「平成 29 年度予算編成の基本方針」(平成 28 年 11 月 29 日閣議決定)及び「平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年度予算政府案を閣議決定した。

平成 29 年度予算は、以下のような考え方により編成された。

(ア) 平成 29 年度予算編成の基本的な考え方

a 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成 27 年 10 月からはアベノミクスの第 2 ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」(戦後最大の名目 GDP600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職ゼロ)を打ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。

b これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDP は名目、実質ともに増加しており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれている。

c 他方、経済の先行きについては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、施策を実施していく必要がある。

d 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600 兆円経済の実現と平成 32 年度(2020 年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

e 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率 1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

f 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

g 我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。政府は、「基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議。以下「改革工程表」という。)に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。

---

## (2) 地方財政計画

---

平成 29 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしている。また、歳入面においては、「基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとしている。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

なお、地方財政審議会からは、平成 28 年 5 月 13 日に「地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成 28 年 12 月 14 日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成 29 年度の地方財政への対応についての意見」が述べられている。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 29 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定している。

### ア 通常収支分

---

(ア) 地方税制については、平成 29 年度地方税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税等の新たな税額算定方法の導入などの措置を講ずることとしている。

(イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a 地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に基づく制度改正として、平成 29 年度から平成 31 年度までの間は、平成 28 年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を

講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b 交付税特別会計の借入金については、平成 29 年度から平成 31 年度までは各年度 4,000 億円を償還、平成 32 年度から平成 36 年度までは償還額を 1,000 億円ずつ増額し、平成 37 年度から平成 64 年度までは各年度 1 兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

c これらに基づき、平成 29 年度の財源不足見込額 6 兆 9,710 億円については、次により補填する。

(a) 地方交付税については、国の一般会計加算により 1 兆 2,958 億円(うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 3,807 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 28 年 12 月 19 日付け総務・財務両大臣覚書第 8 項に定める平成 29 年度における「乖離是正分加算額」2,500 億円並びに臨時財政対策特例加算額 6,651 億円)増額する。

また、交付税特別会計借入金の償還 5,000 億円のうち 1,000 億円を後年度へ繰り延べ、交付税特別会計剰余金 3,400 億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(b) 地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を 4 兆 452 億円発行する。

(c) 建設地方債(財源対策債)を 7,900 億円増発する。

d 上記の結果、平成 29 年度の地方交付税については、16 兆 3,298 億円(前年度比 3,705 億円、2.2%減)を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11 兆 6,257 億円(普通会計分 9 兆 1,907 億円、公営企業会計等分 2 兆 4,350 億円)とする。

(エ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、一億総活躍社会の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

- a 一億総活躍社会の実現に向け、保育士や介護人材等の処遇改善等の措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
  - b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き 1 兆円(前年度同額)計上する。
  - c 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成 27 年度及び平成 28 年度に計上した「公共施設等最適化事業費」を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として 3,500 億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を 5,000 億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し 3.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
  - d 「重点課題対応分」については、引き続き 2,500 億円(前年度同額)計上する。
  - e 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
  - f 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
  - g 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
  - h 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## イ 東日本大震災分

---

### (ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮

して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,503 億円を確保する。また、一般財源充当分として 77 億円を計上する。

b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画(東日本大震災分)における復旧・復興事業の規模は、188 億円(普通会計分 161 億円、公営企業会計等分 27 億円)とする。

c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 1 兆 2,842 億円を計上する。

#### (イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置(平成 25 年度～平成 35 年度)による地方税の収入見込額として 720 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 225 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 29 年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は 86 兆 6,198 億円で、前年度と比べると 8,605 億円増加(1.0%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 2,842 億円で、前年度と比べると 4,957 億円減少(27.8%減)、全国防災事業が 946 億円で、前年度と比べると 364 億円減少(27.8%減)となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 39 兆 663 億円で、前年度と比べると 3,641 億円増加(0.9%増)(道府県税 0.4%減、市町村税 2.1%増)、地方譲与税は 2 兆 5,364 億円で、前年度と比べると 1,042 億円増加(4.3%増)、地方特例交付金は 1,328 億円で、前年度と比べると 95 億円増加(7.7%増)、地方交付税は 16 兆 3,298 億円で、前年度と比べると 3,705 億円減少(2.2%減)、国庫支出金は 13 兆 5,386 億円で、前年度と比べると 3,202 億円増加(2.4%増)、地方債(普通会計分)は 9 兆 1,907 億円で、前年度と比べると 3,300 億円増加(3.7%増)となっている。

歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,209 億円で、前年度と比べると 65 億円減少(0.0%減)となっている。なお、地方財政計画における職員数については、2,900 人の純減としている。一般行政経費は 36 兆 5,590 億円で、前年度と比べると 7,659 億円増加(2.1%増)となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は 14 兆 213 億円で、前年度と比べると 161 億円減少(0.1%減)となっている。公債費は 12 兆 5,902 億円で、前年度と比べると 2,149 億円減少(1.7%減)、投資的経費は 11 兆 3,570 億円で、前年度と比べると 1,524 億円増加(1.4%増)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事



業費は5兆6,297億円で、前年度と比べると1,956億円増加(3.6%増)となっている。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,503億円で、前年度と比べると299億円減少(6.2%減)、国庫支出金は8,059億円で、前年度と比べると4,469億円減少(35.7%減)などとなっている。歳出では、一般行政経費は4,200億円で、前年度と比べると1,264億円減少(23.1%減)、投資的経費は8,341億円で、前年度と比べると3,683億円減少(30.6%減)などとなっている。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では地方税は720億円(前年度同額)などとなっている。歳出では公債費は946億円で、前年度と比べると364億円減少(27.8%減)となっている。

また、平成29年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆6,257億円(普通会計分9兆1,907億円、公営企業会計等分2兆4,350億円)で、前年度と比べると4,175億円増加(3.7%増)となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が188億円(普通会計分161億円、公営企業会計等分27億円)で、前年度と比べると192億円減少(50.5%減)となっている。

---

### (3) 地方公営企業等に関する財政措置

---

#### ア 地方公営企業

---

##### (ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成29年度においては、次のような措置を講ずることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,256億円(前年度2兆5,143億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆4,350億円(前年度2兆3,475億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において基準財政需要額に算入する。

b 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、経営戦略の策定に要する経費について、所要の地方交付税措置を講じる。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、水道事業における広域化等に係る調査・検討に要する経費について重点的に支援する。

併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、引き続き公営企業の経営支援に係る地方交付税措置を講じる。

なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、経営戦略を策定していることを対象要件に加える。

c 水道事業については、簡易水道事業の統合推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じる。

また、統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、国庫補助(簡易水道再編推進事業)の対象となった統合後に実施する建設改良事業について、過疎団体及び辺地を有する団体に対する措置を拡充して引き続き地方財政措置を講じる。

d 病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、平成 28 年度中に策定する新公立病院改革プランに基づき、その着実な実施を推進するため、再編・ネットワーク化に伴い必要となる施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

#### (イ) 東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額(復興事業のうち東日本大震災復興交付金(効果促進事業)は 95%)を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において 162 億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 27 億円を計上する。

## イ 国民健康保険事業

---

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整及び市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進など地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の 9%分)については、その所要額(6,593 億円)について地方交付税措置を講じる。

- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県 3/4、市町村 1/4)を負担することとし、その所要額(4,592 億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(2,629 億円)に対し、国及び都道府県が一部(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)を負担することとし、地方負担(1,314 億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費共同事業(3,389 億円)については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2)を負担することとし、地方負担(847 億円)について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置(1,000 億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40 歳から 74 歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(517 億円)に対して、国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、市町村国保 1/3)を負担することとし、地方負担(172 億円)について地方交付税措置を講じる。

## ウ 後期高齢者医療制度

---

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割 2 割・5 割・7 割軽減)とともに、元被扶養者の保険料軽減を行う(均等割 5 割軽減)ため、都道府県及び市町村が負担(都道府県 3/4、市町村 1/4)することとし、その所要額(2,883 億円)について地方交付税措置を講じる。

なお、「今後の社会保障改革の実施について」(平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定)により、低所得者に対する所得割の軽減特例措置については、平成 29 年 4 月に 2 割軽減とし、平成 30 年 4 月に廃止(低所得者に対する均

等割の軽減特例措置については継続)するとともに、元被扶養者に対する均等割の軽減特例措置については、平成 29 年 4 月に 7 割軽減、平成 30 年 4 月に 5 割軽減とし、平成 31 年 4 月に廃止することとされている。

また、70 歳から 74 歳までの窓口負担軽減措置については、平成 26 年度から新たに 70 歳になる者から段階的に法定の負担割合(2 割)に見直すこととされており、所要額が平成 29 年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金(3,094 億円)については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2)を負担することとし、地方負担(774 億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(189 億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、地方負担(63 億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

国の一般会計及び地方財政計画等の推移（当初）

（単位：百万円）

| 区 分   | 国の一般会計     | 財政投融資計画    | 地方財政計画     | う ち        |            |            |            | 地方債計画      |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|       |            |            |            | 給 与 費      | 投資的経費      | （ 補 助 ）    | （ 単 独 ）    |            |
| 平成元年度 | 60,414,194 | 32,270,500 | 62,772,700 | 17,212,000 | 20,553,600 | 9,277,900  | 11,275,700 | 8,805,100  |
| 2     | 66,236,791 | 34,572,400 | 67,140,200 | 18,151,600 | 21,355,000 | 9,291,200  | 12,063,800 | 8,804,400  |
| 3     | 70,347,419 | 36,805,600 | 70,884,800 | 19,487,600 | 22,735,000 | 9,464,800  | 13,270,200 | 9,081,500  |
| 4     | 72,218,011 | 40,802,200 | 74,365,100 | 20,797,400 | 24,465,500 | 9,668,300  | 14,797,200 | 8,750,000  |
| 5     | 72,354,824 | 45,770,600 | 76,415,200 | 21,755,500 | 26,791,800 | 10,214,600 | 16,577,200 | 10,358,500 |
| 6     | 73,081,669 | 47,858,200 | 80,928,100 | 22,191,100 | 29,072,300 | 10,505,800 | 18,566,500 | 14,734,000 |
| 7     | 70,987,120 | 48,190,100 | 82,509,300 | 22,567,600 | 30,362,000 | 10,862,000 | 19,500,000 | 16,033,200 |
| 8     | 75,104,924 | 49,124,700 | 85,284,800 | 22,763,200 | 31,065,200 | 10,965,200 | 20,100,000 | 18,110,300 |
| 9     | 77,390,004 | 51,357,100 | 87,059,600 | 23,103,900 | 31,069,200 | 10,969,200 | 20,100,000 | 17,365,900 |
| 10    | 77,669,179 | 49,959,200 | 87,096,400 | 23,313,700 | 29,218,300 | 9,918,300  | 19,300,000 | 16,094,000 |
| 11    | 81,860,122 | 52,899,200 | 88,531,600 | 23,597,200 | 29,478,800 | 10,178,800 | 19,300,000 | 16,397,000 |
| 12    | 84,987,053 | 44,495,500 | 88,930,000 | 23,578,300 | 28,418,700 | 9,918,700  | 18,500,000 | 16,310,600 |
| 13    | 82,652,379 | 32,547,200 | 89,307,100 | 23,571,400 | 27,170,500 | 9,670,500  | 17,500,000 | 16,499,800 |
| 14    | 81,229,993 | 26,792,000 | 87,566,600 | 23,625,400 | 24,598,500 | 8,848,500  | 15,750,000 | 16,523,900 |
| 15    | 81,789,078 | 23,411,500 | 86,210,700 | 23,369,600 | 23,286,800 | 8,406,800  | 14,880,000 | 18,484,500 |
| 16    | 82,110,925 | 20,489,400 | 84,666,900 | 22,938,200 | 21,328,300 | 7,858,300  | 13,470,000 | 17,484,300 |
| 17    | 82,182,918 | 17,151,800 | 83,768,700 | 22,668,400 | 19,521,100 | 7,030,000  | 12,491,100 | 15,536,600 |
| 18    | 79,686,024 | 15,004,600 | 83,150,800 | 22,527,300 | 16,888,900 | 6,797,800  | 10,091,100 | 13,946,600 |
| 19    | 82,908,808 | 14,162,200 | 83,126,100 | 22,511,100 | 15,232,800 | 6,644,400  | 8,588,400  | 12,510,800 |
| 20    | 83,061,340 | 13,868,900 | 83,401,400 | 22,207,100 | 14,815,100 | 6,484,400  | 8,330,700  | 12,477,600 |
| 21    | 88,548,001 | 15,863,200 | 82,555,700 | 22,127,100 | 14,061,700 | 5,980,900  | 8,080,800  | 14,184,400 |
| 22    | 92,299,193 | 18,356,900 | 82,126,800 | 21,686,400 | 11,907,400 | 5,039,100  | 6,868,300  | 15,897,600 |
| 23    | 92,411,613 | 14,905,900 | 82,505,400 | 21,269,400 | 11,303,200 | 5,947,400  | 5,355,800  | 13,734,000 |
| 24    | 90,333,932 | 17,648,200 | 84,276,400 | 20,990,500 | 12,281,800 | 6,913,800  | 5,368,000  | 14,030,100 |
| 25    | 92,611,539 | 18,389,600 | 84,453,200 | 19,760,000 | 12,472,600 | 7,418,600  | 5,054,000  | 13,687,800 |
| 26    | 95,882,303 | 16,180,000 | 85,574,500 | 20,353,100 | 12,565,900 | 7,300,000  | 5,265,900  | 12,982,700 |
| 27    | 96,341,951 | 14,621,500 | 87,767,500 | 20,346,100 | 12,780,600 | 7,465,200  | 5,315,400  | 12,206,400 |
| 28    | 96,721,841 | 13,481,100 | 87,670,200 | 20,337,800 | 12,407,000 | 6,935,300  | 5,471,700  | 11,246,200 |
| 29    | 97,454,709 | 15,128,200 | 87,998,600 | 20,330,500 | 12,191,100 | 6,524,000  | 5,667,100  | 11,644,500 |

（注） 財政投融資計画については、財政投融資改革に伴い、平成13年度から資金運用事業は廃止され、政府保証外債が加えられることから、平成12年度計数について比較対象のため所要の修正を行っている。  
 地方財政計画の平成17年度投資的経費の額については、平成18年度との比較対照のため組替えがなされているため、それに従っている。  
 平成24年度からの地方財政計画、地方債計画の数値については、通常収支分と東日本大震災分の合計である。

〔対前年度増減率〕

（単位：％）

| 区 分   | 国の一般会計 | 財政投融資計画 | 地方財政計画 | う ち   |        |         |         | 地方債計画  |
|-------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|---------|--------|
|       |        |         |        | 給 与 費 | 投資的経費  | （ 補 助 ） | （ 単 独 ） |        |
| 平成元年度 | 6.6    | 9.0     | 8.6    | 4.0   | 5.3    | 0.8     | 9.2     | △ 4.1  |
| 2     | 9.6    | 7.1     | 7.0    | 5.5   | 3.9    | 0.1     | 7.0     | △ 0.0  |
| 3     | 6.2    | 6.5     | 5.6    | 7.4   | 6.5    | 1.9     | 10.0    | 3.1    |
| 4     | 2.7    | 10.9    | 4.9    | 6.7   | 7.6    | 2.2     | 11.5    | △ 3.7  |
| 5     | 0.2    | 12.2    | 2.8    | 4.6   | 9.5    | 5.7     | 12.0    | 18.4   |
| 6     | 1.0    | 4.6     | 5.9    | 2.0   | 8.5    | 2.9     | 12.0    | 42.2   |
| 7     | △ 2.9  | 0.7     | 2.0    | 1.7   | 4.4    | 3.4     | 5.0     | 8.8    |
| 8     | 5.8    | 1.9     | 3.4    | 0.9   | 2.3    | 1.0     | 3.1     | 13.0   |
| 9     | 3.0    | 4.5     | 2.1    | 1.5   | 0.0    | 0.0     | 0.0     | △ 4.1  |
| 10    | 0.4    | △ 2.7   | 0.0    | 0.9   | △ 6.0  | △ 9.6   | △ 4.0   | △ 7.3  |
| 11    | 5.4    | 5.9     | 1.6    | 1.2   | 0.9    | 2.6     | 0.0     | 1.9    |
| 12    | 3.8    | △ 15.9  | 0.5    | △ 0.1 | △ 3.6  | △ 2.6   | △ 4.1   | △ 0.5  |
| 13    | △ 2.7  | △ 26.9  | 0.4    | △ 0.0 | △ 4.4  | △ 2.5   | △ 5.4   | 1.2    |
| 14    | △ 1.7  | △ 17.7  | △ 1.9  | 0.2   | △ 9.5  | △ 8.5   | △ 10.0  | 0.1    |
| 15    | 0.7    | △ 12.6  | △ 1.5  | △ 1.1 | △ 5.3  | △ 5.0   | △ 5.5   | 11.9   |
| 16    | 0.4    | △ 12.5  | △ 1.8  | △ 1.8 | △ 8.4  | △ 6.5   | △ 9.5   | △ 5.4  |
| 17    | 0.1    | △ 16.3  | △ 1.1  | △ 1.2 | △ 8.5  | △ 10.5  | △ 7.3   | △ 11.1 |
| 18    | △ 3.0  | △ 12.5  | △ 0.7  | △ 0.6 | △ 13.5 | △ 3.3   | △ 19.2  | △ 10.2 |
| 19    | 4.0    | △ 5.6   | △ 0.0  | △ 0.1 | △ 9.8  | △ 2.3   | △ 14.9  | △ 10.3 |
| 20    | 0.2    | △ 2.1   | 0.3    | △ 1.4 | △ 2.7  | △ 2.4   | △ 3.0   | △ 0.3  |
| 21    | 6.6    | 14.4    | △ 1.0  | △ 0.4 | △ 5.1  | △ 7.8   | △ 3.0   | 13.7   |
| 22    | 4.2    | 15.7    | △ 0.5  | △ 2.0 | △ 15.3 | △ 15.7  | △ 15.0  | 12.1   |
| 23    | 0.1    | △ 18.8  | 0.5    | △ 1.9 | △ 5.1  | 18.0    | △ 22.0  | △ 13.6 |
| 24    | △ 2.2  | 18.4    | 2.1    | △ 1.3 | 8.7    | 16.2    | 0.2     | 2.2    |
| 25    | 2.5    | 4.2     | 0.2    | △ 5.9 | 1.6    | 7.3     | △ 5.8   | △ 2.4  |
| 26    | 3.5    | △ 12.0  | 1.3    | 3.0   | 0.7    | △ 1.6   | 4.2     | △ 5.2  |
| 27    | 0.5    | △ 9.6   | 2.6    | △ 0.0 | 1.7    | 2.3     | 0.9     | △ 6.0  |
| 28    | 0.4    | △ 7.8   | △ 0.1  | △ 0.0 | △ 2.9  | △ 7.1   | 2.9     | △ 7.9  |
| 29    | 0.8    | 12.2    | 0.4    | △ 0.0 | △ 1.7  | △ 5.9   | 3.6     | 3.5    |